

農林水產省

«農林水産省»

表 16-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日決定） 平成23年9月1日一部変更 平成24年4月19日一部変更 平成26年4月22日一部変更		
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	<input type="radio"/> 平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間	
	2 事前評価の対象等	<input type="radio"/> 事業評価（公共事業） <p>法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費 10 億円以上の事業。</p> <p>なお、交付金に係る事業は対象としない。</p> <input type="radio"/> 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> • 法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費 10 億円以上の研究開発課題。 • 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度。 <input type="radio"/> 事業評価（規制） <p>法令により評価を義務付けられた規制の新設又は改廃に係る政策。</p> <input type="radio"/> 事業評価（租税特別措置等） <p>租税特別措置等に係る政策のうち、法令により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに政策評価に関する基本方針により評価を行いうよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。</p>	
	3 事後評価の対象等	<input type="radio"/> 実績評価 <p>農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全て。</p> <input type="radio"/> 総合評価 <p>実施計画において示すこととする。</p> <input type="radio"/> 事業評価（公共事業） <ul style="list-style-type: none"> • 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業。 (2) また、対象となる事業が 10 年を超えて継続する場合、直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年ごとに行う。 • 完了後の評価 <p>原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費 10 億円以上の事業。ただし、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。</p> <input type="radio"/> 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> • 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題。 (2) また、対象となる研究開発課題が 10 年を超えて継続する場合、直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年ごとに行う。 (3) 研究制度についても研究開発課題と同様に評価を行う。 • 終了時の評価 <p>以下の研究開発課題及び研究制度のうち総事業費 10 億円以上のものを対象とする。</p> 	

		<p>(1) 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題</p> <p>(2) 国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題</p> <p>(3) 研究制度</p> <p>○ 事業評価（租税特別措置等） 政策評価に関する基本方針により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 実績評価にあっては政策分野主管課が、総合評価にあっては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあっては事業主管課が、研究開発の事業評価にあっては農林水産技術会議事務局等が、規制の事前評価にあっては法令所管課が、租税特別措置等の事業評価にあっては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況案を作成する。</p> <p>○ 大臣官房評価改善課（以下「評価改善課」という。）は、政策評価結果反映状況案について審査する。評価改善課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。</p> <p>○ 評価改善課は、評価結果の反映状況について審査をした後、それを農林水産省としての決定手続を経て、公表する。</p> <p>○ なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。</p> <p>○ また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求、税制改正要望等の際には政策評価担当組織と予算、税制等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織は、予算、税制等取りまとめ部局との連携を強化する。</p>
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、評価改善課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。
実施計画の名称	平成 26 年度農林水産省政策評価実施計画（平成 26 年 4 月 22 日決定）	
実施計画の主な規定内容	<p>1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式</p> <p>2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）</p> <p>3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）</p>	<p>○ 実績評価：16 政策分野</p> <p>○ 事業評価：93 公共事業（69 地区及び 24 事業） 2 研究開発</p> <p>○ 総合評価：1 政策分野</p> <p>○ 未了：公共事業（6 地区）</p> <p>該当する政策なし</p>

表 16-2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象と しようとした政策 の区分	評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：16公共事業(145事業実施地区) <26年度新規地区採択要求事業：1地区> 〔表16-3-ア〕 <27年度事業着手要求事業：21地区> 〔表16-3-イ、エ、オ〕 <27年度新規地区採択要求事業：123地区> 〔表16-3-ウ～オ〕	事業着手又は新規地区採択は妥当	145	評価結果を踏まえ、概算要求又は新規採択を行う <概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔予算要求に反映 18件〕
	事業評価方式：2研究開発課題 〔表16-3-カ〕	新規実施は妥当	2	評価結果を踏まえ、概算要求を行った <概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔予算要求に反映 2件〕
	事業評価方式：2研究制度 〔表16-3-キ〕	新規実施は妥当	2	評価結果を踏まえ、概算要求を行った <概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔予算要求に反映 2件〕
事後評価	事業評価方式：1件(規制) 〔表16-3-ク〕	規制の新設は妥当	1	評価結果を踏まえ、法律案のとおり閣議決定した
	事業評価方式：14件(租税特別措置等) 〔表16-3-ケ〕	税制改正要望を行うことは妥当	14	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った
	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：16政策分野 (目標管理型の政策評価) 〔表16-3-コ〕	目標達成	1 十分な要因分析を行った上で評価結果を平成27年度概算要求に反映した 【改善・見直し】 〔政策の重点化等 16件〕
		相当程度進展あり	<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔予算要求に反映 16件〕	
	事業評価方式(期中)：8公共事業(48事業実施地区) 〔表16-3-サ～ス〕	継続が妥当	42	評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】
		計画変更の上、継続が妥当	6	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】 <概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔予算要求に反映 20件〕
		効果発現が認められる	110	改善措置の必要性を判断した
		十分な効果発現に至っていない	1	評価結果を踏まえ、今後の改善方針を策定する

政策評価の対象と しようとした政策 の区分	評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
	事業評価方式：2研究開発課題 〔表16-3-デ〕	概ね目的を達成した	2	評価結果を今後の研究開発課題の企画・立案に適切に反映するとともに、成果の普及・実用化を推進する	2
	事業評価方式：1研究制度 〔表16-3-ト〕	予想以上の成果をあげた	1	評価結果を今後の研究制度の企画・立案に適切に反映するとともに、成果の普及・実用化を推進する	1
	総合評価方式：1政策分野 〔表16-3-ナ〕	順調に進捗した	1	評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】	1
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式（期中）：8公共事業（21事業実施地区） 〔表16-3-サ、シ、セ〕	継続が妥当	6	評価結果を踏まえ、引き続き実施する 【引き続き推進】	6
		計画変更の上、継続が妥当	15	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔予算要求に反映 5件〕	15
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものは、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものは、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものは、「主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策」欄に、それぞれ掲載している。

表 16-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度に新規地区採択を予定している以下の 1 事業（1 地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 11 月 19 日に「公共事業の事業評価書（農業農村整備事業等補助事業の事前評価）」として公表。

表 16-3-ア 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策（農業農村整備事業等補助事業）

No.	評価対象政策
1	農村地域防災減災事業（補助）（1 地区）

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表 16-4-(1) 参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度に事業着手を要求している以下の 4 事業（18 地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「公共事業の事業評価書（国営土地改良事業の事前評価）」として公表。

表 16-3-イ 事業着手を要求している事業を対象として評価を実施した政策（国営土地改良事業等）

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業（直轄）（12 地区）
2	国営農地再編整備事業（直轄）（3 地区）
3	国営総合農地防災事業（直轄）（2 地区）
4	独立行政法人水資源機構事業（1 地区）

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表 16-4-(2) 参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度に新規地区採択を予定している以下の 3 事業（88 地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 4 月 9 日に「公共事業の事業評価書（農業農村整備事業等補助事業の事前評価）」として公表。

表 16-3-ウ 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策（農業農村整備事業等補助事業）

No.	評価対象政策
1	農業競争力強化基盤整備事業（補助）（67 地区）
2	農業水利施設保全合理化事業（補助）（10 地区）
3	農村地域防災減災事業（補助）（11 地区）

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表 16-4-(3) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度に事業着手を要求及び新規地区採択を予定している以下の 5 事業（28 地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日及び平成 27 年 4 月 9 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の事前評価）」として公表。

表 16-3-エ 事業着手を要求及び新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策（林野公共事業）

No.	評価対象政策
1	民有林直轄治山事業（直轄）（1 地区）
2	国有林直轄治山事業（直轄）（1 地区）
3	森林環境保全整備事業（直轄）（20 地区）
4	民有林補助治山事業（補助）（2 地区）
5	水源林造成事業（独立行政法人事業）（4 地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 16-4-(4) 参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度に事業着手を要求及び新規地区採択を予定している以下の 3 事業（10 地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日及び平成 27 年 4 月 9 日に「平成 26 年度公共事業の事前評価書」として公表。

表 16-3-オ 事業着手を要求及び新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（2 地区）
2	水産物供給基盤整備事業（補助）（4 地区）
3	水産資源環境整備事業（補助）（4 地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 16-4-(5) 参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度において新規実施等を予定している総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 2 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「研究開発の事業評価書（事前評価）」として公表。

表 16-3-カ 新規実施等を予定しているプロジェクト研究課題を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	所得増大と自給力向上に向けた研究開発
2	森林資源を最適に利用するための技術開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 16-4-(6) 参照。

- (7) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度において新規実施等を予定している総事業費 10 億円以上の 2 研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「研究開発の事業評価書（事前評価）」として公表。

表 16-3-キ 新規実施等を予定している研究制度を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	国際競争力強化等のための革新的技術実証研究事業
2	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 16-4-(7) 参照。

- (8) 規制の新設又は改廃に係る以下の 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 4 月 24 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 16-3-ク 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表16-4-(8)参照。

(9) 租税特別措置等に係る以下の 14 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 16-3-ケ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）((1) 食品企業者関係)
2	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係）
3	中小企業等の貸倒引当金の特例（農業協同組合）
4	中小企業等の貸倒引当金の特例（森林組合等）
5	中小企業等の貸倒引当金の特例（漁業協同組合等）
6	農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取得した場合の課税の特例
7	振興山村における工業用機械等の特別償却
8	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
9	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
10	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
11	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
12	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の特例（国税）
13	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充及び延長（地方税）
14	技術研究組合の所得計算の特例

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表16-4-(9)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定の政策分野について評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 26 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを 21 政策分野に分類し、そのうち以下の 16 の政策分野について評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 25 年度実施政策の評価書」として公表。

表 16-3-コ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	食の安全と消費者の信頼の確保	相当程度進展あり	改善・見直し
2	国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化	相当程度進展あり	改善・見直し
3	食品産業の持続的な発展	相当程度進展あり	改善・見直し
4	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	相当程度進展あり	改善・見直し
5	優良農地の確保と有効利用の促進	相当程度進展あり	改善・見直し
6	農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備	目標達成	改善・見直し
7	持続可能な農業生産を支える取組の推進	相当程度進展あり	改善・見直し

8	農業・農村における6次産業化の推進	相当程度進展あり	改善・見直し
9	都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興	相当程度進展あり	改善・見直し
10	農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全	相当程度進展あり	改善・見直し
11	森林の有する多面的機能の発揮	相当程度進展あり	改善・見直し
12	林業の持続的かつ健全な発展	相当程度進展あり	改善・見直し
13	林産物の供給及び利用の確保	相当程度進展あり	改善・見直し
14	水産資源の回復	相当程度進展あり	改善・見直し
15	漁業経営の安定	相当程度進展あり	改善・見直し
16	漁村の健全な発展	相当程度進展あり	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表16-4-(10)参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業及び事業採択後10年を超えて継続しており、直近の再評価実施年度から5年が経過した以下の3事業(8地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「公共事業の事業評価書(国営土地改良事業等の期中の評価)」として公表。

表16-3-サ 国営土地改良事業等を対象として評価を実施した政策(期中)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業(直轄)(6地区)	継続が妥当(5地区) 計画を変更の上、継続が妥当(1地区)	引き続き推進(5地区) 改善・見直し(1地区)
2	直轄地すべり対策事業(直轄)(1地区)	計画を変更の上、継続が妥当(1地区)	改善・見直し(1地区)
3	独立行政法人水資源機構事業(1地区)	計画を変更の上、継続が妥当(1地区)	改善・見直し(1地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表16-4-(11)参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了の事業及び事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年が経過した以下の2事業(17地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成27年4月9日に「公共事業の事業評価(農業農村整備事業等補助事業の期中の評価)」として公表。

表16-3-シ 農業農村整備事業等補助事業を対象として評価を実施した政策(期中)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	農業競争力強化基盤整備事業(補助)(12地区)	継続が妥当(12地区)	引き続き推進(12地区)
2	農村地域防災減災事業(補助)(5地区)	継続が妥当(5地区)	引き続き推進(5地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表16-4-(12)参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した以下の 4 事業（28 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日及び 27 年 4 月 9 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の期中の評価）」として公表。

表 16-3-ス 林野公共事業を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評 価 対 象 政 策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	民有林直轄治山事業（直轄）（1 地区）	計画を変更の上、継続が妥当（1 地区）	改善・見直し（1 地区）
2	直轄地すべり防止事業（直轄）（1 地区）	計画を変更の上、継続が妥当（1 地区）	改善・見直し（1 地区）
3	民有林補助治山事業（補助）（2 地区）	計画を変更の上、継続が妥当（2 地区）	改善・見直し（2 地区）
4	水源林造成事業（独立行政法人事業）（24 地区）	引き続き推進（24 地区）	引き続き推進（24 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表 16-4-(13) 参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業及び漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた 4 事業（16 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日及び 27 年 4 月 9 日に「平成 26 年度公共事業の事後評価書（水産関係公共事業の期中の評価）」として公表。

表 16-3-セ 水産関係公共事業を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評 価 対 象 政 策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（1 地区）	計画を変更の上、継続が妥当（1 地区）	改善・見直し（1 地区）
2	水産物供給基盤整備事業（補助）（7 地区）	計画を変更の上、継続が妥当（7 地区）	改善・見直し（7 地区）
3	水産資源環境整備事業（補助）（7 地区）	継続が妥当（2 地区） 計画を変更の上、継続が妥当（5 地区）	引き続き推進（2 地区） 改善・見直し（5 地区）
4	海岸保全施設整備事業（補助）（1 地区）	計画を変更の上、継続が妥当（1 地区）	改善・見直し（1 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表 16-4-(14) 参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね 5 年を経過した総事業費 10 億円以上の 3 事業（11 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「公共事業の事業評価書（国営土地改良事業等の完了後の評価）」として公表。

表 16-3-ソ 国営土地改良事業等を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	国営かんがい排水事業（直轄）（8 地区） （うち畠地帯総合土地改良パイロット事業（直轄）（1 地区））	一定の事業効果の発現が認められる（7 地区） 事業効果の発現は認められるが、十分な効果の発現には至っていない（1 地区）
2	国営農用地再編整備事業（直轄）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（1 地区）
3	国営総合農地防災事業（直轄）（2 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（2 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(15)参照。

- (7) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 11 事業（48 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 27 年 4 月 9 日に「公共事業の事業評価書（農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価）」として公表。

表 16-3-タ 農業農村整備事業等補助事業を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	かんがい排水事業（補助）（5 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（5 地区）
2	経営体育成基盤整備事業（補助）（11 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（11 地区）
3	畠地帯総合整備事業（補助）（7 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（7 地区）
4	農道整備事業（補助）（4 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（4 地区）
5	農業集落排水事業（補助）（3 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（3 地区）
6	農村振興総合整備事業（補助）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（1 地区）
7	中山間地域総合整備事業（補助）（6 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（6 地区）
8	農地防災事業（補助）（5 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（5 地区）
9	農地保全事業（補助）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（1 地区）
10	草地畜産基盤整備事業（補助）（3 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（3 地区）

11	畜産環境総合整備事業（補助）（2 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（2 地区）
----	----------------------	------------------------

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 16-4-(16) 参照。

- (8) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 6 事業（22 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日及び 27 年 4 月 9 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の完了後の評価）」として公表。

表 16-3-チ 林野公共事業を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	国有林直轄治山事業（直轄）（2 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（2 地区）
2	民有林直轄治山事業（直轄）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（1 地区）
3	森林環境保全整備事業（直轄）（4 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（4 地区）
4	民有林補助治山事業（補助）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（1 地区）
5	森林環境保全整備事業（補助）（9 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（9 地区）
6	森林居住環境整備事業（補助）（5 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（5 地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 16-4-(17) 参照。

- (9) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 5 事業（30 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 27 年 4 月 9 日に「公共事業の事業評価書（水産関係公共事業の完了後の評価）」として公表。

表 16-3-ツ 水産関係公共事業を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	水産物供給基盤整備事業（補助）（19 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（19 地区）
2	水産資源環境整備事業（補助）（3 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（3 地区）
3	海岸保全施設整備事業（補助）（4 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（4 地区）
4	海岸環境整備事業（補助）（2 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（2 地区）

5	漁村総合整備事業（補助）（2 地区）	一定の事業効果の発現が認められる（2 地区）
---	--------------------	------------------------

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表16-4-(18)参照。

(10) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度末をもって終了する総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 2 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 4 月 9 日に「研究開発の事業評価書」として公表。

表 16-3-テ 研究開発課題を対象として評価を実施した政策（終了時）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	地域バイオマス資源を活用したバイオ燃料及び化学製品の製造技術の開発	概ね目的を達成した
2	画期的な農畜産物作出のためのゲノム情報データベースの整備	概ね目的を達成した

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表16-4-(19)参照。

(11) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度末をもって終了する総事業費 10 億円以上の 1 研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 4 月 9 日に「研究開発の事業評価書」として公表。

表 16-3-ト 研究制度を対象として評価を実施した政策（終了時）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	レギュラトリーサイエンス新技術開発事業	予想以上の成果をあげた

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表16-4-(20)参照。

(12) 総合評価方式を用いて、「平成 25 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、1 政策分野について評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「総合評価書（農林水産分野の研究開発）」として公表。

表 16-3-ナ 総合評価方式により評価を実施した政策

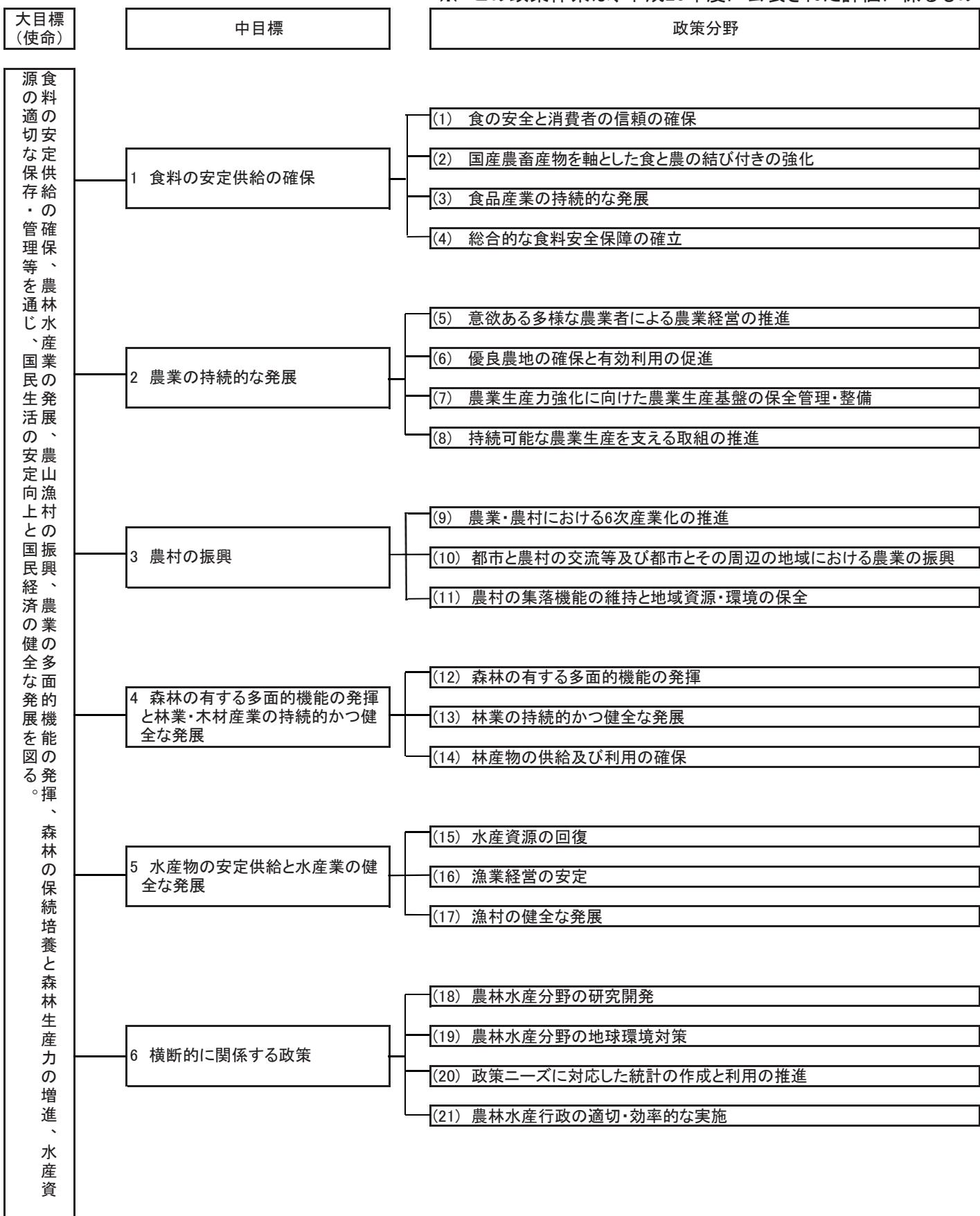
No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	農林水産分野の研究開発	順調に進捗した	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表16-4-(21)参照。

別表

政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

(注)政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ(http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/26_seisaku_yosan.pdf)参照

